

地域共生社会の実現に向けて

－より幸せを応援するために－

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課
地域共生社会推進室

支援推進官 犬丸 智則

- 1. 地域共生社会の理念**
- 2. 環境整備としての包括的な支援体制**
- 3. 重なる資源は目の前に**
- 4. まとめ**

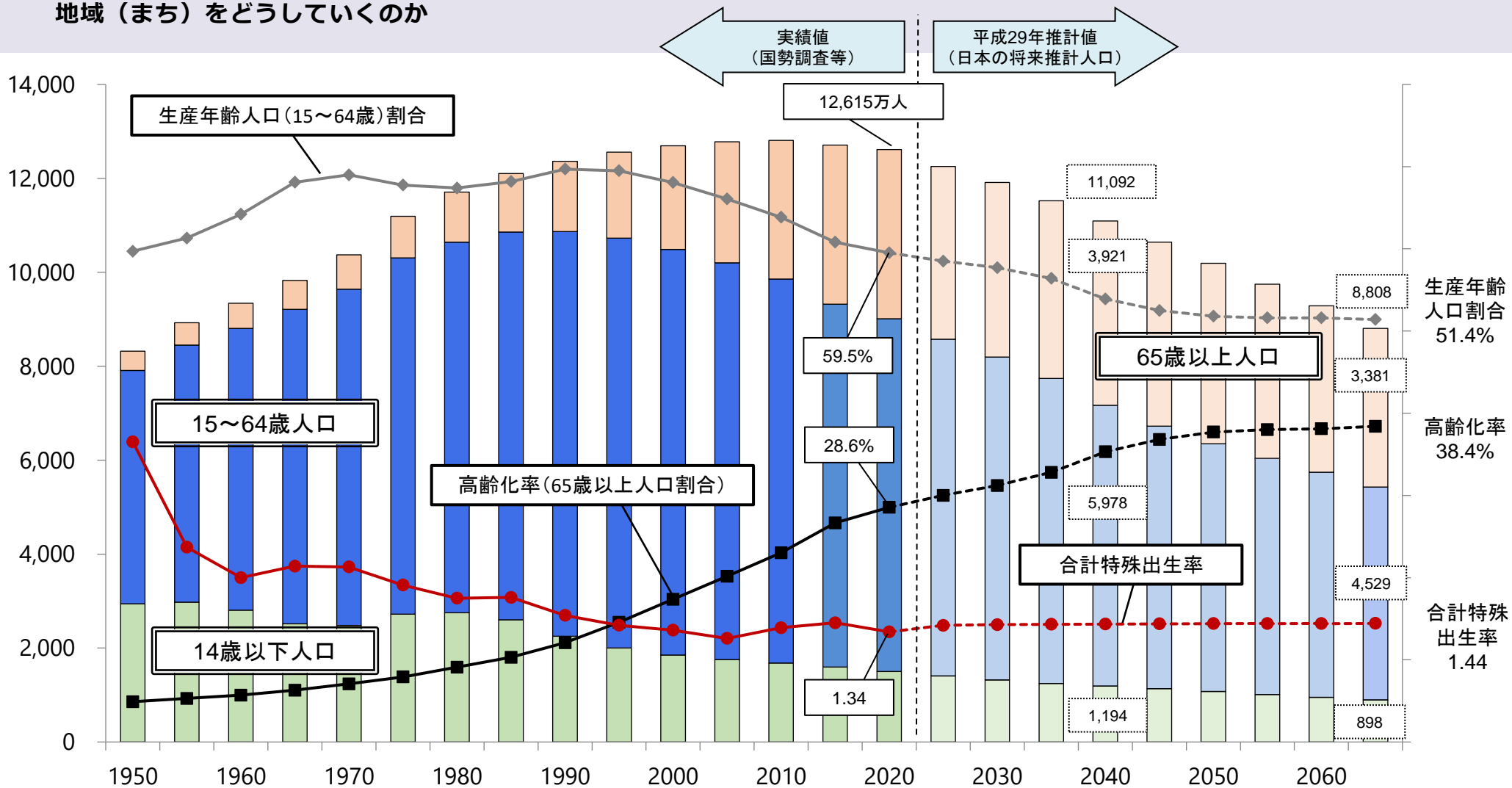
1

- 1. 地域共生社会の理念**
2. 環境整備としての包括的な支援体制
3. 重なる資源は目の前に
4. まとめ



背景にあるもの① 人口減少社会

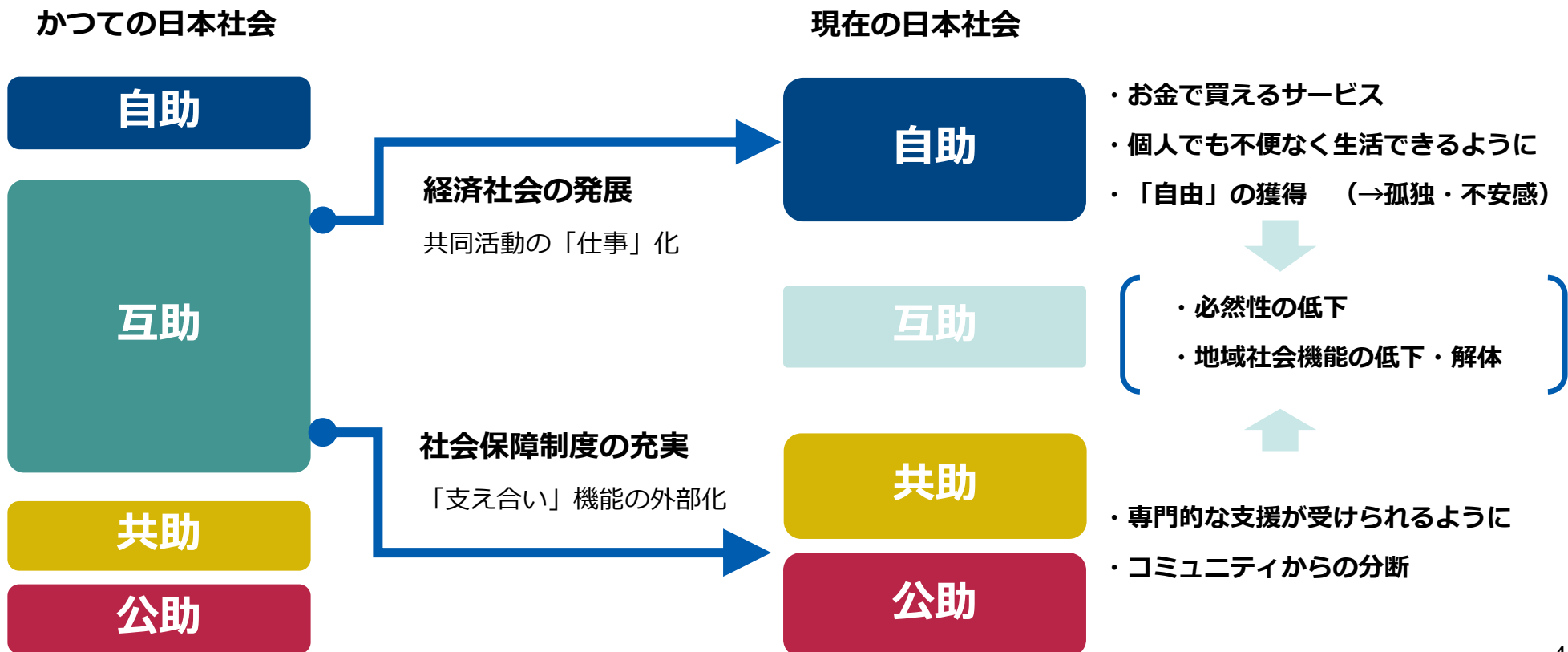
人口5000人未満の自治体が2015年に14.8%であったものが2040年には24.1%に。右肩上がり時代の終焉。生活の基盤である地域（まち）をどうしていくのか



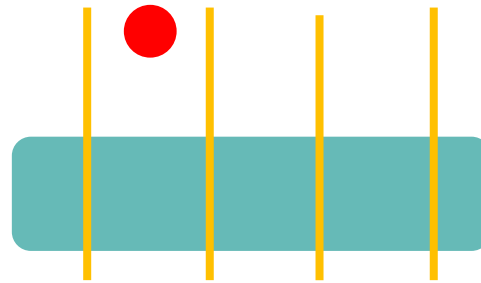
出典：2020年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

背景にあるもの② 自助・互助・共助・公助のバランスの変容

- ・ 単身世帯の増加、意識の変化（個人化）、非正規雇用の増加等個人を取り巻く環境の変化
- ・ 人の暮らしの基盤となる「血縁」「地縁」「社縁」の脆弱化
- ・ 自助を支えるエンパワメント機能（自己肯定感・自己有用感）の低下 + 支え合う機能が脆弱化



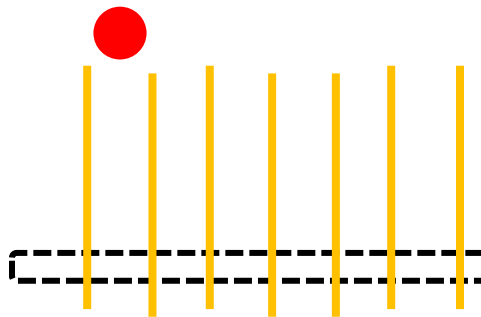
幸せに一步踏み出せない“生きづらさ”を抱えた方がいる（声なき声）



これまでは血縁・地縁・社縁といった「クッション」があった



一本道の人生モデルではなくなった



「表層化」するのは虐待、自殺、ひきこもりなど

“生きづらさ”は百人百様
目に見えない

誰にでも起きること

これから求められるアプローチ：「地域共生社会」の構想

- 分断（タテワリ）から**統合・融合（まるごと）**へ
 - 「みんな」が生きやすい社会
 - 誰でも、何らかの関わり（支援）が得られるような社会をつくっていく
 - 給付にならない、かちつとした制度にならない
 - ✓ 従来の社会保障の延長にはない

みんなでみんなが“立つ瀬”のあるまちをつくろう！～地域共生社会の実現に向けて～

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



森のとうふ工房（埼玉県所沢市）

- 埼玉県所沢市にある廃業した豆腐屋から、障害者と共に働き、地域課題の解決に取り組んでいる団体に「豆腐屋を復活させてほしい」という相談があった。
- 相談を契機に団体は、生活保護を受給している人、派遣の仕事を転々としてきた人、これまで一度も働いたことがなかった若者、障害者手帳の交付対象ではないけれど何らかの障害がある人など様々なバックグラウンドを持つ仲間とともに、豆腐屋を再開。
- その後、全員で自分たちの働き方、事業所の経営、今後の事業展開について話し合う中で、豆乳とおからを使ったお菓子屋さんを新たに立ち上げることに。
- 今では豆腐、菓子の製造・販売にとどまらず、農業や里山保全の活動にも取り組んでいる。
- 「福祉」ではなく「事業」として見てほしい。**



「これから」を考える

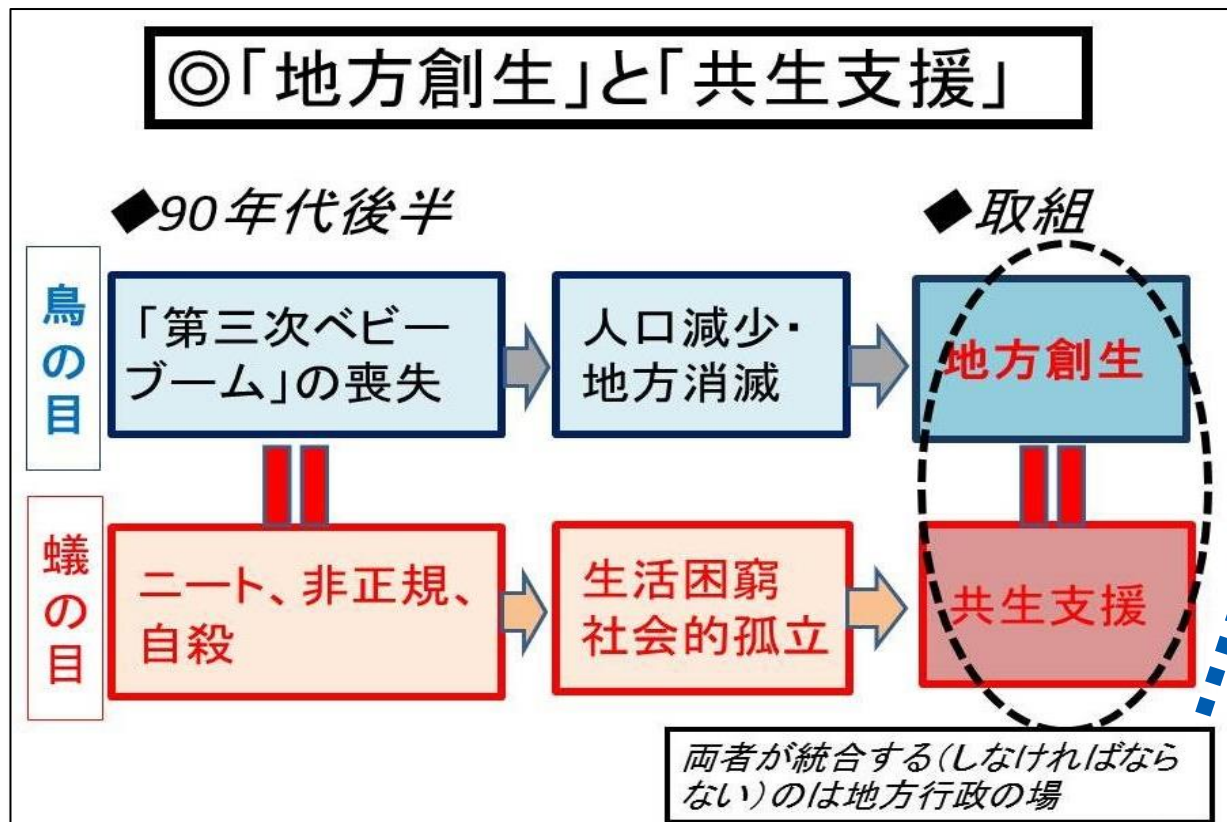
●これからの**社会福祉**のあり方

- **地域におけるつながりを育むことで、社会的孤立・社会的排除や「制度の狭間」にも対応し個別支援とともに暮らしを支えていく**
- **暮らし全体を見渡し、地域住民や他領域の関係者ともつながり、本人が選択する生き方を追求し応援していく（個人の自律の支援）**
- **産業・福祉などの「タテワリ」を超え、暮らしの向上と地域活性化を実現する「循環」を生み出し、地域の持続を支えていく**

ハンディのある人も役割を持ち参加できる社会を創ることが、誰にとっても暮らしやすいまちをつくり、まちの持続を支えることにつながっていく

見え方は違うけど、目指していることは一緒

- ・日々の暮らしの中で一人ひとりが「幸せ」を感じとることができるまちだからこそ、人は離れず、まちの外から人々が集まる。若者がまちに留まって、新しい家族が生まれ、子どもの声があふれるのではないか



「地域共生社会」は
これらを統合し得る
(両側面を持つ)概念

- ※他に(この当時では)
- ・小規模多機能自治
 - ・小さな拠点
 - ・地域循環共生圏
 - ・コンパクト+ネットワーク
- …etc

資料：2017.5.20 チョウチヨの会(滋賀自治体職員ネットワーク)主催講演会「原点から地方創生を問い直す」

山崎 史郎 氏 (元・内閣官房まち・ひと・しごと創生本部 地方創生総括官) 講演資料より

※現・内閣官房 全世代型社会保障構築本部 統括事務局長

【出所】草津市まちづくり協働課中西大輔氏講演資料

○しかし、戦後の日本が、経済・社会の様々な変化に適応してきたように、公共政策、とりわけ社会保障の仕組みを柔軟に進化させることにより、**成熟社会における新しい価値を創造**することができると思われる。（P2）

○それは、**一人ひとりの生そのものがかげがえのないもの**であるという価値観を基礎として、

- ・人生の多様性を前提に、**一人ひとりの可能性に着目**し、それが引き出されるよう応援する（エンパワメント）
- ・住民、行政、事業者がそれぞれの**立場を超えてつながり協働**することで、暮らしを支える
- ・国における政策の設計においても、一人ひとりの暮らしや地域の多様性を重視し、**地域住民や自治体の裁量を確保**する

というように、**どこまでも“人”を中心に据えて、制度を人の暮らしに合わせて見直し、運用することで、その価値観を具現化していく**ことである。そしてこれは、様々な課題に直面する地域や社会が元気になることにもつながっていく。（P2）

○このような変化を前提とすると、成熟社会における公共政策においては、

- ・一人ひとりの“良い”人生・生活のあり方は、本人以外が決めることはできないという自覚に基づいて【**多様性、QOL不可知の自覚**】、
- ・個人が、多様なルートで社会に参加し、他者や社会とつながる機会を得ることのできる環境を整備し【**多様な参加の機会の確保**】、
- ・誰もが自らの生き方を追求し、社会とのつながりを選択し結ぶことができるように応援する【**個人の自律6の支援**】といった視点が重要である。（P4）

⁶ 本報告書において、個人の「自律」とは、「個人が主体的かつ自由に自らの生き方を追求できる状態にあること」を指し、「自律の支援」とは、支援を通じて、「自律」的な生を全うしようとする意欲を個人が保持するプロセスそのものを指す。

参考 地域共生社会の実現に必要な循環関係

- 少子高齢・人口減少社会という我が国が抱えている大きな課題は、我が国全体の経済・社会の存続の危機に直結しており、この危機を乗り越えるためには、我が国の一つ一つの地域の力を強化し、その**持続可能性を高めていくことが必要**と考えられる。地域力強化を考えるに当たっては、**福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を、改めて直視する必要**がある。（略）
- 様々な課題に直面している**地域そのものを元気にしていこうという地方創生の取組**と、**誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組**は、**別々のものではなく、生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが、地域福祉の基盤として不可欠であり、地域福祉によって地域生活の質が向上することで、そのことが地域の活性化に「還元」されていく**と考えられる。
法第6条第2項に規定されているように、いわば、**福祉の領域だけではなく**、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画 等 も含め、**人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠である**と考えられる。
- また、地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実を生じうる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められる。
これは、（略）**地域福祉推進の目的と相通ずるもの**であり、**地域共生社会の実現に向けては、地域福祉の推進が求められている**ということができる。

1. 地域共生社会の理念
2. 環境整備としての包括的な支援体制
3. 重なる資源は目の前に
4. まとめ

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

- 平成27年 9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」
- 平成28年 6月 「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定
 - ✓ 「**地域共生社会の実現**」が盛り込まれる
- 平成29年 2月 社会福祉法の改正法案を国会に提出
 - ✓ 同年 5月 改正法案の可決・成立
 - 「市町村は、**包括的な支援体制を整備するよう努めるものとする**」
 - ✓ 改正法の附則において、「公布後3年後を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定
- 平成30年 4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年 5月 地域共生社会推進検討会 設置
 - ✓ 同年12月 地域共生社会推進検討会 最終取りまとめ
- 令和2年 3月 社会福祉法の改正法案を国会に提出
 - ✓ 同年 6月 改正法案の可決・成立
- 令和3年 4月 改正社会福祉法の施行
 - ✓ **重層的支援体制整備事業**がはじまる

地域共生社会の実現

- 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

社会福祉法第4条（抜粋）

- 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関・・・との連携等によりその解決を図る

社会福祉法第106条の3（抜粋）

市町村は、地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題に向けた支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。



社会福祉法第106条の4（抜粋）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため・・・重層的支援体制整備事業を行うことができる。

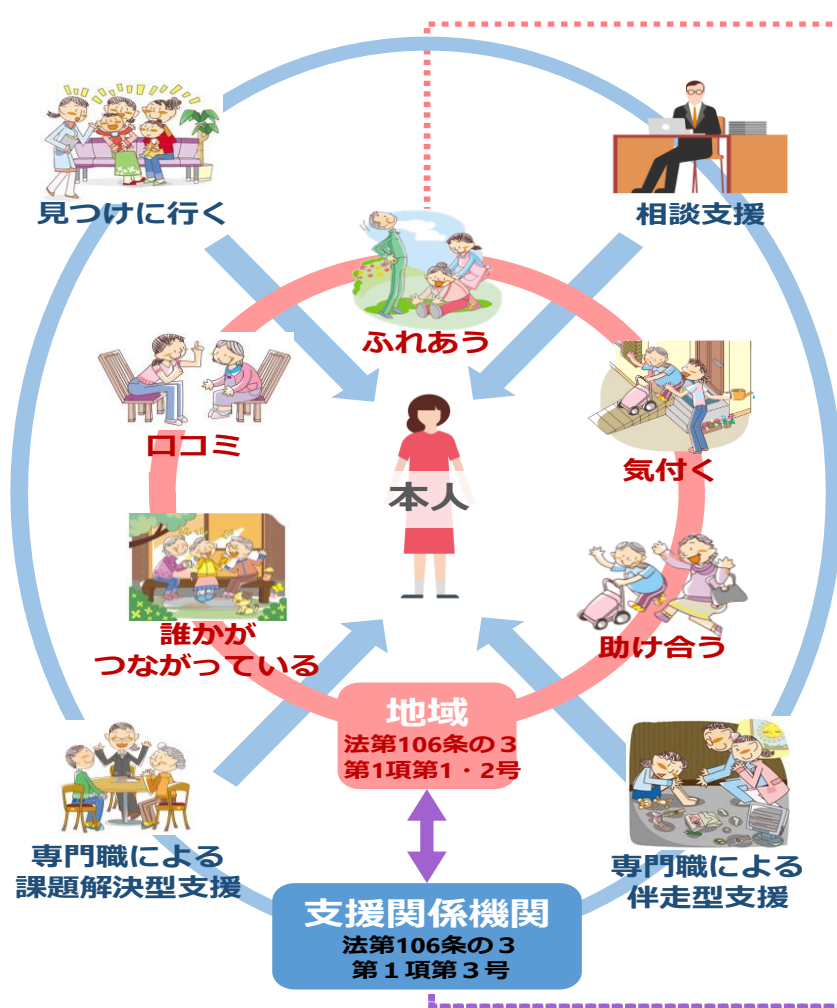
- 市町村は、**地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制を整備**するよう努めるものとする。

✓ 包括的な支援体制の整備のために、**市町村による実施が期待される施策**

- ① **地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備**
 - ※ 地域福祉活動への住民参加を促す者への支援、住民の交流の場・活動拠点の整備、住民への研修
- ② **地域住民等が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の整備**
 - ※ 相談を包括的に受け止める場の整備・周知とバックアップ体制の構築、民生委員・保護司等の地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握
- ③ **地域住民等が相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を受け止める相談体制の構築**
 - ※ 支援関係機関によるチーム支援、支援に関する協議・検討の場、支援を必要とする者の早期把握、地域住民等との連携

本人をど真ん中に 日常と非日常が組み合わさったのが包括的な支援体制

これからの支援体制 = 包括的支援体制



生活を下支えする地域ができている

- 住民同士がつながる多様な機会が地域の中にある
- 上記の場に参加することが難しい住民をフォローする体制がある

ケースを見つけに行くことができている

- 相談窓口で待つだけでなく、ケースを把握しに行く取組を行っている
- 地域で把握された情報・ケースをつないでもらうルートができている

ケースを受け止めることができている

- 所掌する制度やサービスの適用可否に関わらず、どんな相談も受け止めている
- 表面的な訴えだけでなく、対象世帯の生活課題全体を把握する対応が必要に応じて行われている

インフォーマルとフォーマルが協働している

- 地域の関係者にも関わってもらった上で、“孤立の解消”も視野に入れた支援が行われている
- 支援関係機関においては、必要に応じて福祉以外の部門との調整、外部の関係機関との調整が行われている

必要に応じて伴走支援が行われている

- 課題を緩和しながら長期に関わる場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合などに、伴走支援が行われている

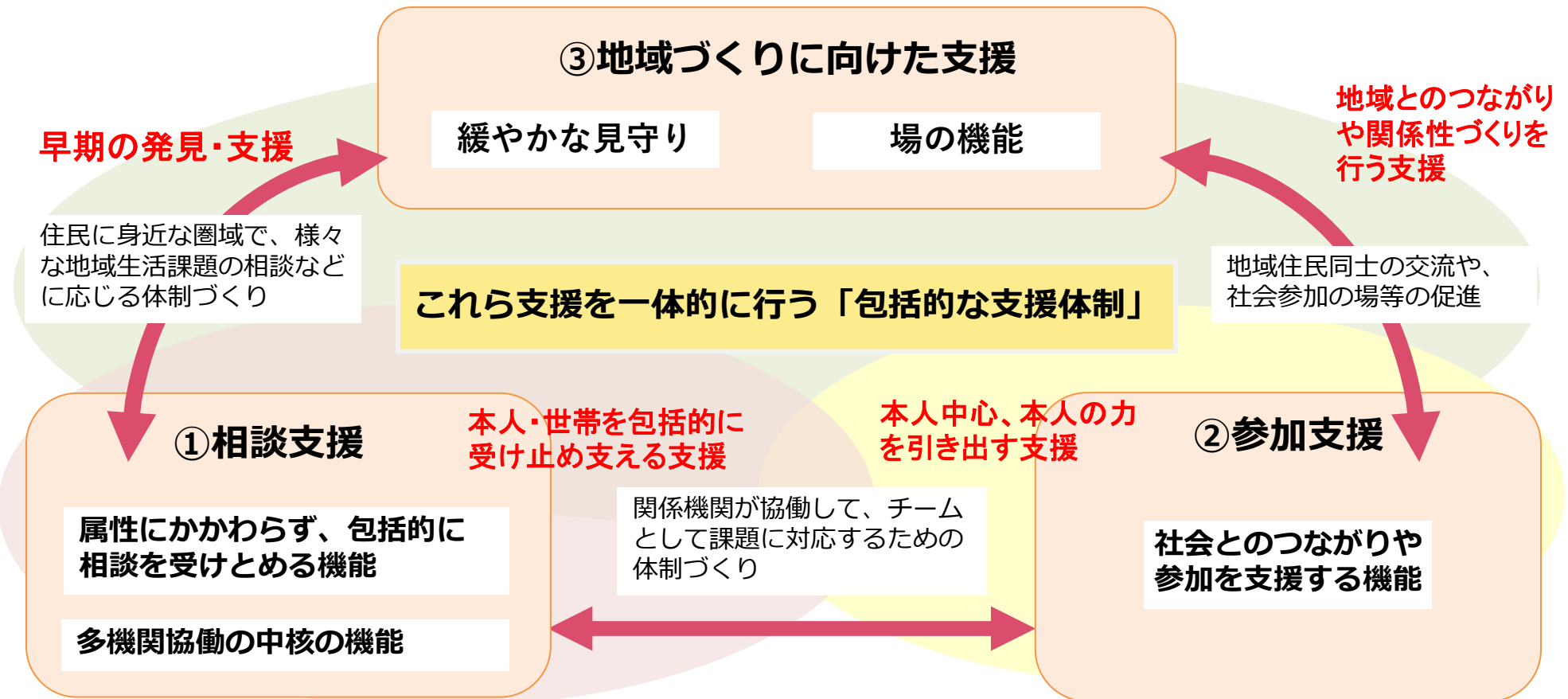
不足する社会資源を開発する仕組みがある

【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」（2023）

市町村における包括的な支援体制の整備（入口・出口を豊かに）

市町村においては、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、**①相談支援**（市町村による断らない相談支援体制）、**②参加支援**（社会とのつながりや参加の支援）、**③地域づくりに向けた支援**を**一体的**に実施する



酒屋は手段。ゴールはいかに地域が“つながっていくか” ～東京都墨田区～



- 2022年11月に角打ちをオープン。
- ここは色んな人が来て、お酒を飲みながら交流する・友達の輪が広がる場です。
- もちろん、障がい者も当たり前に飲みに来ています。
- 来られた方が「落ち着くなあ、来週も行きたいな」って思える場所がある。だから来週も頑張ろう！と自分をエンパワメントする場になっています。
- そんな暖かい場を作り出しているのが民生委員の店主と保護司の奥さん。
- 来られた方と話す中で「つぶやき（困りごと）」を見つけています。
- 「困ったらきてください」、じゃなくて常につながっている。相談しやすいし、“初めまして” がいらなくなります。
- そんな人の心に、まちに明かりをともし酒屋。それがイワタヤスタンドです。



地域づくり×ただの喫茶店 ～大阪市～



- 毎週月曜日～金曜日の15:30～17:30、学校や習い事の宿題をする小学生に無料でテーブルを開放。
- 宿題をがんばった子どもにはジュースを一杯提供しています。
- 子どもたちは各々自分の宿題をするのが基本だが、この場を知った大学生が教えにくることもあります。
- **きっかけは、大人時間に合わせなきゃいけない子どもたちの現状。**
- 子どもたちは「ご飯食べなさい」「お風呂に入りなさい」「早く寝なさい」・・・でも寝る時間になっても宿題ができていない
- **一つでも「～しなさい」が減ることで大人も子どもも心に余裕ができる。**
- まちにある「ただのCafé」だから子どもたちはスティグマなく来られる。行きたくなる。
- その中に課題を持った子どもがいる
- 学校とも連携する中、自然な見守りの場となっている。
- **運営のポイントは無理をしないこと。**

子どもの声をみんなで実現！ みんなの公園づくり ～大分県国東市国見町～



● 町には公園がありません

- 国見町は自然豊か。寺社仏閣も至る所にあり歴史を感じることができます。また温暖な気候で採れる作物も豊富なまちです。
- そしてなにより人が暖かく、都会的なものは「何もない」と言われる地域ですが、「豊かな暮らし」のために必要なものはなんでも揃っているまちです。
- 豊かな自然自体が公園のようなものですが、遊具のある国東市内の公園までは車で約40分！！

● 公園がないなら自分たちでつくろう

- 地元の子どもたちを中心としたグループが動き出しました。
- グループの中心メンバーは中学生ですが、「公園が自分もほしかったけどなかった。なら後輩たちのために作ろう、おじいちゃん、おばあちゃんたちも立ち寄って交流が生まれる公園にしよう！」と計画しました。
- お金はクラウドファンディングで募り、毎週日曜日に集まって公園づくり！
- 穴を掘って丸太を立てて平均台を作ったり、高齢者の方にも来てもらえるように足つぼロードを作ったり・・・子どもたちにとってはものすごい学びの場になりました！
- そんな子どもたちに共感し、一緒に活動する大人もいました。

● みんなでワイワイ！ ついに完成！！

- そうしてできた「もやし公園」
- みんなで作ったからこそ、みんなの想いが詰まっています。
- だからこそ、みんなの憩いの場になっています。
- そんな公園はまだまだ進化中！ もっともっとみんなで盛り上げていきます。

コインランドリーが様々な人をクロスする場に



おしゃれで
ほっとくつろげる
カフェ空間



子どもたちが遊べるコーナー



あとりえらば遊育園の
子どもたちがつくった作品を、
展示しています



ランドリーを併設。
衣類を洗濯する間、
気軽におくつろぎいただけます



気軽に相談できる専門の職員
(保育・介護・障がい) がおります



地域の実践から見えてくるもの

- より良い暮らしを探索する過程で**地域づくり・まちづくりに発展**
- 地域の「循環」**を生む仕掛け
 - ▶地域住民同士の「あったらいいな」「できること」を掛け合わせ
 - ▶地域の資源（空き店舗など）と暮らしの課題とのマッチング など
- 地域（住民・資源）との“Win-Win”・「三方よし」のつながり**
 - ▶社会参加・担い手の確保
 - ▶商店街・地域の活性化
 - ▶業務の効率化
 - ▶地域の困りごとの解決 など
- つながりのキーは、**「役割を持つ」「参加する」「働く」**

関心のある分野からつながる

⇒ 「つながり」が「つながり」を生んでいく

「○○ × ○○ × ○○ × ・ ・ × **福祉**」

「一石N鳥」の世界

縦割りを超えた協働がこれを実現する

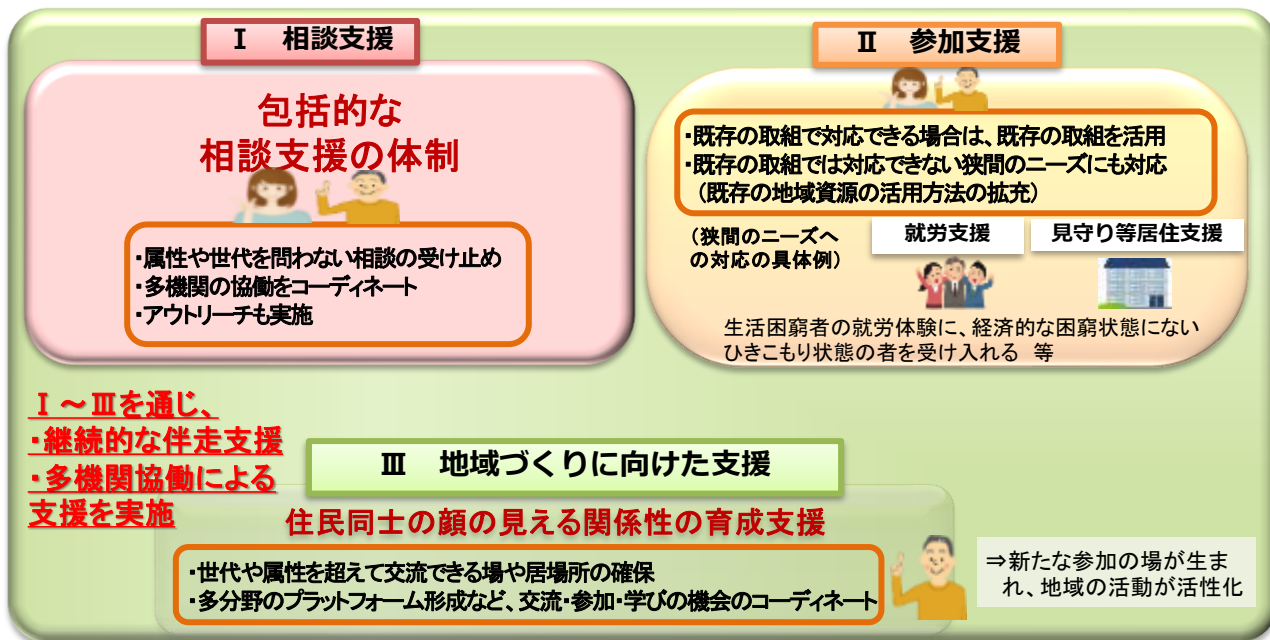
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

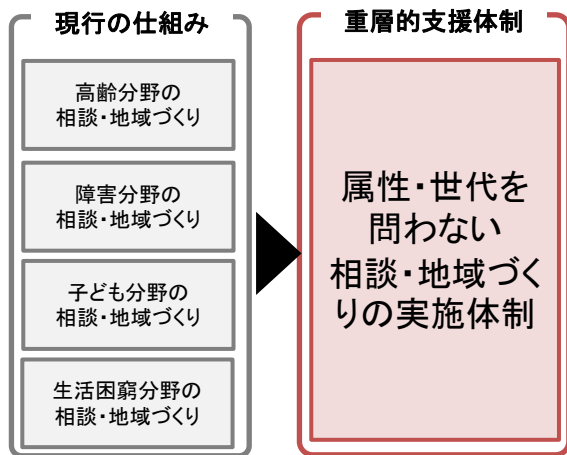
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う**。



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

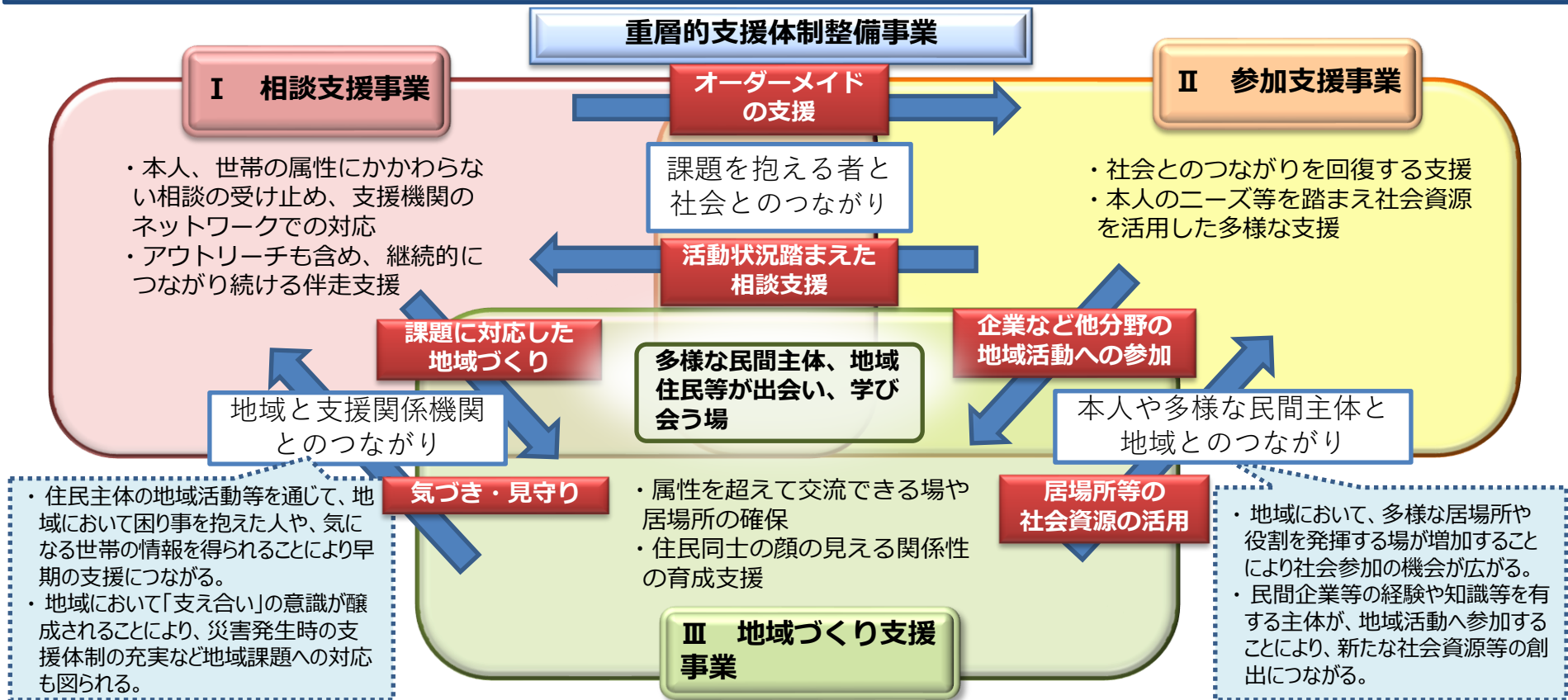
重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の相互関係

- 「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の3つの事業について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、以下のような効果が期待される。
 - 相談支援事業で浮かび上がったニーズについて、参加支援事業を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。また、参加支援事業の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた相談支援事業を行うなど支援の充実が図られる。（相談支援事業の充実・社会参加メニューの充実）
 - 地域づくり支援事業と参加支援事業の推進により、企業等も含めた多様な主体について地域活動への参加がすすみ、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される（地域資源の開拓）
 - 地域づくり支援事業の推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくられ、一人ひとりが社会参加できる地域になるとともに、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援事業へ早期に繋がりがやすくなる。（地域の支え合い）
- 多様なつながりが生まれやすくする環境整備を進めるためには、行政、株式会社やNPO法人等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、学びあうことができること（プラットフォーム機能）が効果的である。



つばやきから生まれた参加支援 プロセスの中で人がつながる ～阪南市～

「福祉と一緒になんかできたらな」包括職員が拾った漁師のつばやきから

福祉

漁福連携会議の定期開催

漁業

阪南市社会福祉協議会
(参加支援・地域づくり)

話し合いの場

西鳥取漁業組合
(産業振興・まちおこし)



生活支援
コーディネーター
地域担当

地域包括

漁師
民生委員

海洋環境
NPO

地元
ボランティア

生活困窮
主任

子どもや若者、高齢者など気軽にふれあえる居場所があれば

社会のつながりが弱い人、困窮者などが地元で就労できれば

阪南の豊かな海の魅力を守る活動に多くの人が関わってほしい

漁業を盛り上げたいが人手がなくて困っている

地方創生・関係人口増加



養殖した牡蠣小屋の運営
府内外から多くの観光客が来店

就労の場



生活困窮相談者の漁業就労
少年院生のボランティア参加

子どもの居場所



ぎよぎよっ子食堂へ野菜提供

プロセスの中でさまざまな『参加』のカタチ

SDGs



牡蠣殻を少年院生が
砕いて有機石灰肥料に

観光分野の補助金を活用

休耕地活用 参加の場



福祉農園での作物栽培
生活困窮相談の外国人や
子どもたちと収穫イベント

形態	取り組みの内容
就労 牡蠣小屋 観光漁業	<p>就労支援事例</p> <p>週4日の就労(社保有) ↑ 生活困窮就労準備支援事業として牡蠣割り作業に従事</p> <p>↑ 母と同居し長い間就労していなかった男性(持病有も未受診)</p> <p>一生懸命で助かる。ぜひ賃金も出してあげたい!</p> <p>初日と比べて会話も増えたと見た目も若返ったなあ</p>
就労準備支援 牡蠣割り作業	
ボランティア 海岸清掃 海洋教育手伝い	
活動・イベント 海のイベント 釣りイベント	

参加支援



海の生き物に親しむイベント。スタッフとして、参加者として社会とつながる一歩に



認知症高齢者や不登校の子などと共生型の釣りプロジェクト



少年院生のボランティア参加で立ち直し支援



漁港での子ども食堂

- 「福祉と一緒になんかできたらな」包括職員が拾った漁師のつばやきから漁福連携会議を定期開催
- **そこで出たのが海を活かした参加の場**
- ニーズ形態に合わせてカテゴリ化
- 孤立する中学生、困窮者、認知症高齢者の参加が実現
- **フクシと畑と海の循環を生み出しました。**

今あるものを活かした参加支援 でも切り開いたのは本人 ～京都市～

これまでの歩み



～令和2年

自宅中心の生活



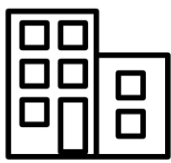
令和2年

よりそい支援員の支援開始。
なかなか本人と会えなかったがスポーツチャンバラをきっかけに支援員と初対面。



令和3年

就労体験を行い、体験先の木工所より正規職員での採用の話があったが、社長の言動から「あの人とは働きたくない」と採用を拒否。



令和4年

区社協で行われる共同展示会への出展依頼が来た。

学区のおまつり

たかひろさんの作品の前には子どもたちの行列が…



学区の居場所活動

高齢者だけでなく、子どもの参加が増えた



令和5年度も出展

共同展示会に令和5年度も出展。さらに多くの人に知ってもらい、出展依頼が続々と。

たかひろさんの

作品の
広がり



老人デイサービスセンターへ販売

介護予防にもなるとデイサービスから購入依頼があり、販売。



児童館や子ども食堂への貸出

児童館の館長や子ども食堂の運営者から作品を貸してほしいと依頼があった。

ゆくゆくは他区でも・・・



地域

- おまつりで出展してくれる人が見つかった。
- 活動のマンネリ化を打破して、新たな年齢層への呼びかけ。
- “生きづらさを抱える人”等への理解。



たかひろさん

- 木工製作は好き。良いものが出来るとうれしい。
- リクエストに応じて新たな作品が生まれた。
- 表情が明るくなり、他者への応答の言葉数が増え、印象がだいぶ変わった。

- コロナ禍が落ち着き、地域活動再開の兆し
→区社協で共同展示会が開催！？
- 一方、ひきこもりだった「たかひろさん」。働きたいという意欲はないが、お金を稼ぎたいという思いはある。木工のおもちゃや道具を制作するのが好きで、木工で生計を立てていきたい。
- **区社協職員**が共同展示会とたかひろさんのスキルをクロス
- 展示会をきっかけに、**たかひろさんの良さを多くの人に知ってもらうこと**で、**つながりがつながりを呼び、本人の活躍の場が広がりました。**
- **よりそい支援員**が行ったのは、本人の良さを見つけたこと。**そこに区社協職員が加わり一緒に**本人が望む暮らしの実現をサポートしたこと。**しかし、社会参加の場を作り出したのは本人自身です。**

みんなでやるからおもしろいねん！豊中めぐり！ ～大阪府豊中市～



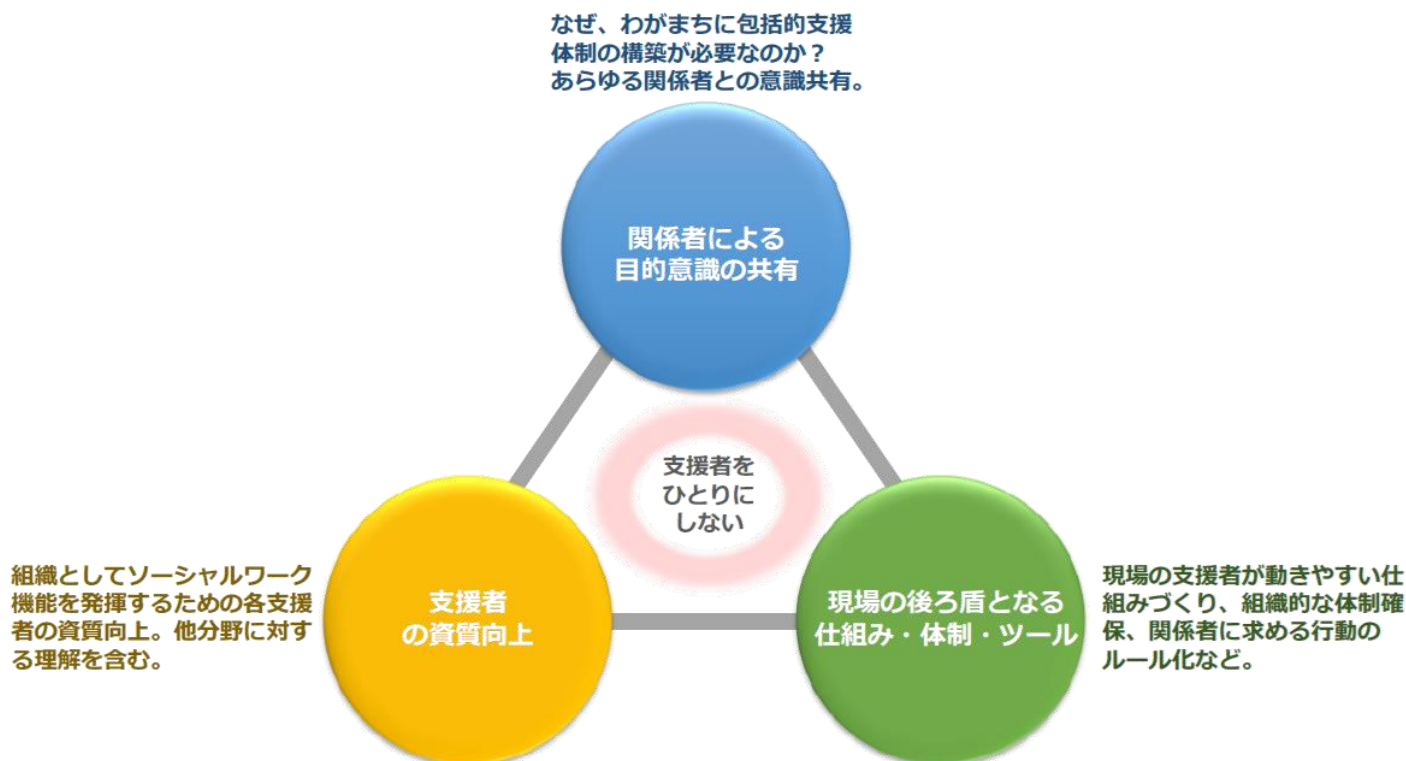
- 市社協職員のCSW（※）が気づいたこと。一次産業のあるまちでは、高齢者の方々がすごく元気
- でも自分のまちを見ると、黙々とジム等に通う高齢者。行くも行かないも決めるのもたった一人。
- 仲間と野菜をつくるのが縁と役割をつくることに気づいたCSW
- そのような中で出会った被災地からの避難者の声。「農業がしたい」
- その方の声もきっかけに、都市農園を拠点に人と人との繋がり、ふれあい、認め合い、支え合う共同空間(コモンズ)の創造に向けCSWは動き出します。
- まずは畑！都会に残るわずかな空間をCSWの活動に共感した方が無償貸与してくれました。
- 次に人！前職は色々な高齢者が集まりました。
- **みんなで荒れ果てた空間を畑に** もちろんぶつかることも。でも話をしながら一步一步取り組んでいきました。
- 特徴は会員制！**みんな会社人間だったから。やっぱり会社みたいな組織でCSWとともに運営しています。**
- 収穫した野菜は、朝市で近所の方々に買っていただいたり、子ども食堂へ提供しています。また**農業の六次化**として、さつま芋から芋焼酎、じゃがいもや玉ねぎからコロッケを作っています。
- **認知症や障害のある人など誰でもが参加**できるように、畝幅も車椅子が通れるように広くしており、通り道には廃レンガを会員が4か月かけ約5000枚のレンガを引き詰めました。
- これまで地域の担い手は女性が中心でしたが、**定年後の男性が「自分の好きなこと」で地域活動に参加。担い手になっています。**

（※）コミュニティソーシャルワーカーは、制度の狭間の問題など個別の課題に対応し、地域の課題として共有する場を設け、課題提起し、新たな支援対策を検討しています。

大切なのは現場の「あとちょっと」の声から

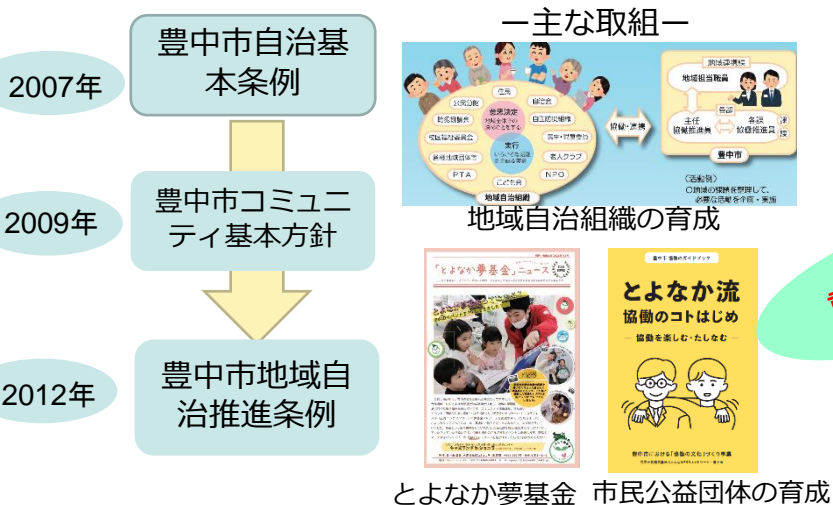
- ・ 本人から見ると、あらゆることが陸続きで幾重にも重なる「つながり」の中で暮らしている
- ・ 自治体の腕の見せ所は「層」を重ねながら「つながり」を豊かにしていくのか
- ・ そのための仕組みや人材育成にどのように取り組んで行くのか

<包括的支援を機能させるための3つの要素>



未来も見据え、地域福祉計画に基づく包括的な支援体制づくり ～豊中市～

- 豊中市では2007年には自治基本条例を策定し、**新たな都市型コミュニティの再生**を目指し、住民同士が対話する中で自治を育みながら、ボトムアップによる人と人のつながりづくり、地域活動の活性化に向けた取組を進めてきました。
- また、2017年には豊中市地域包括ケアシステム基本方針を定め、「**従来型発想から未来へと一歩踏み出した一人ひとりの生活・地域・まち・社会の創造をめざす**」という方針の下、包括的な支援体制の整備を進めてきました。
- 今回、第5期地域福祉計画策定を機に、市として**コミュニティ政策と福祉政策を一体的に進める**ことを明確化し、地域生活課題を抱える方の早期発見、早期支援を軸とした重層的な体制整備を**戦略的に**進めています。

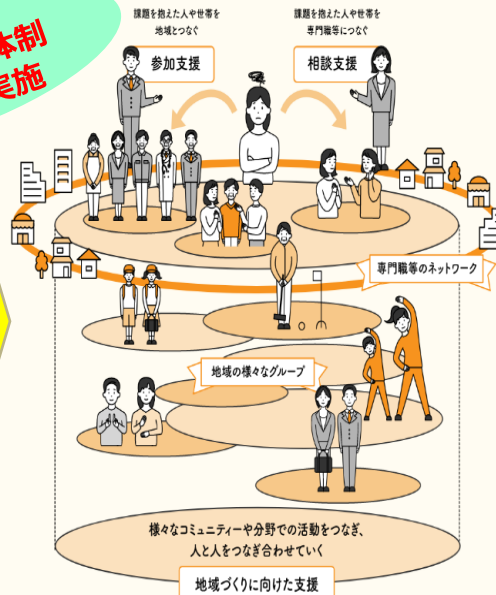


2021年
重層的支援体制
整備事業実施

第5期地域福祉計画（2024年～）

地域共生社会の実現

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



(※) 自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

1 市民の幸せがど真ん中！ 多機関協働の中心機関を設置



・市が中心となって庁内外問わず、協働して課題解決、自律※的な生活を支える支援等

2 「待つ」から「把握」！ 予防的福祉の強化



・休日・祝日も含めた安否確認
・支援会議をフル活用し積極的な情報共有や連携

3 体験が学びに！ 共に生きる力を育む



・小中学校で体験を軸とした教育
・地域資源を活かしたコモンズの創出3等

対話のルールづくり（福井県坂井市）

さかまる会議 心得

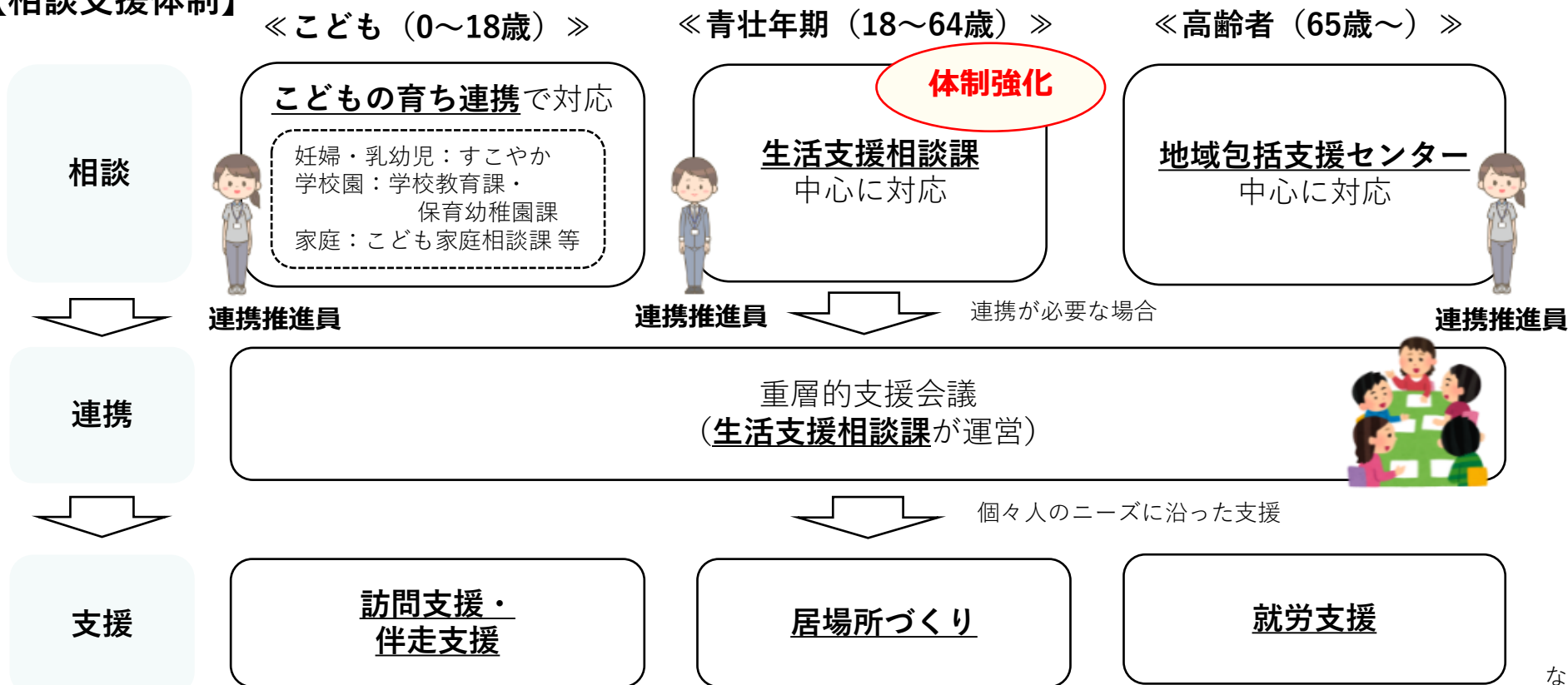
- 第一条 情報不足と感じても、会議に挙げるべし。
- 第二条 会議開催の連絡があったら、「必ず参加します」言うべし。
- 第三条 会議のはじめに目的を共有するべし。
- 第四条 支援者のしんどさを共有するべし。
- 第五条 メンバーから聞かれて、わからないことは、「わからない」と伝え、メンバーは責めるべからず。（必要な情報収集は、その会議で内容と役割分担を決める）
- 第六条 質問は、質問の前に意図を伝えるべし。
- 第七条 他の機関の意見を否定するべからず。
- 第八条 自分の担当の役割、会議メンバーの担当の役割にこだわらず、積極的に発言するべし。
- 第九条 守秘義務を徹底するべし。
- 第十条 生活者・QOLの重視、エンパワメント（利用者自身による問題解決）、支援対象者の主体性を尊重するべし。
- 第十一条 制度に捉われない支援の方法を考えるべし。

- 包括的な相談体制づくりとあわせて関係者で心得をつくった

自由な対話を生み出すために（滋賀県守山市）

- 関係課に連携推進員を配置し、各分野と連携が必要な場合は、重層的支援会議において、家族全体の支援方針や役割分担等を決定。
- PTにおいて重層会議で話したことは各課に持ち帰ってもひっくり返さないことをルール化
- これにより連携推進員は組織としてではなく、本人の立場から必要なことについて話せるようになった。

【相談支援体制】



※障害（発達障害）のある方や精神疾患疑等の方、生活保護の方は、障害福祉課・発達支援課・すこやか生活課・健康福祉政策課とも連携しながら対応

重層的支援会議について

重層的支援会議の目的・役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たす。

プランの適切性の協議

多機関協働事業が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）について、市町村・支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断する。

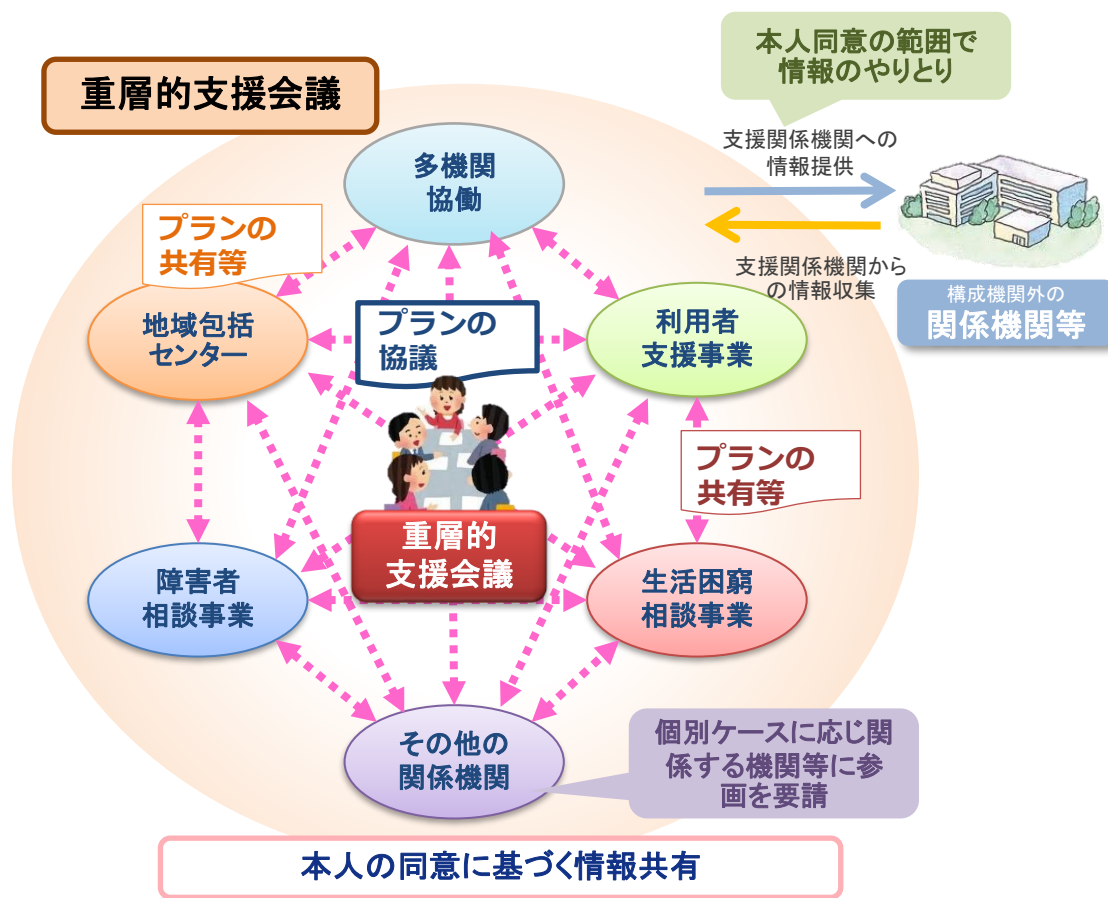
プラン終結時の評価

多機関協働事業が作成したプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうか検討する。

社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

※ 重層的支援会議の中で十分な検討が困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、課題の整理や認識の共有にとどめ、社会資源の開発は別に協議の場を設けることも考えられる。



【個人情報の取扱い】

重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するものであることから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。

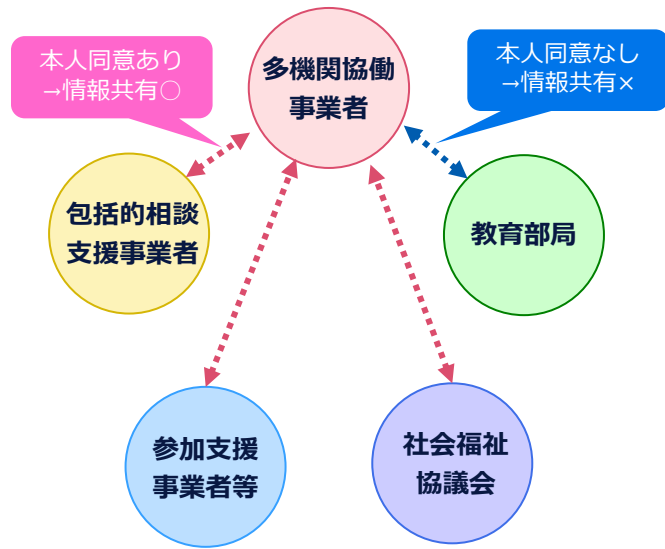
支援会議（法106条の6）の設置の背景

- これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため、重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。

現行制度における課題

- 支援における情報共有は**本人同意が原則**
 - ・ 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
 - ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の中で把握・共有されていない事案等の中には、**世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案**がある。

例

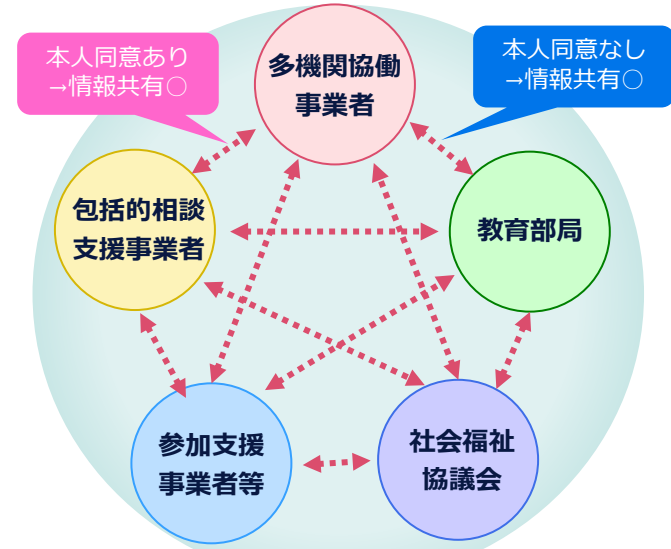


各法における守秘義務

支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- **守秘義務の設定**
 - ・ **本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**

例



支援会議における守秘義務

支援会議（法106条の6）の実施について

支援会議の目的

- 本人の同意が得られないために、支援関係機関等の情報共有や役割分担が進まない事案、予防的・早期の支援が必要にも関わらず体制整備が進まない事案などに対して、必要な支援体制に関する検討を行うため、**会議の構成員に守秘義務が課される支援会議を設置**する。

支援会議の内容

- 構成員同士が潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とし、**支援関係機関がそれぞれ把握していながら支援が届いていない事例の情報共有や、必要な支援体制の検討**を行う。
- 支援会議の構成員の役割は次のとおり。
 - 気になる事例の情報提供・情報共有
 - 見守りと支援方針の理解
 - 緊急性がある事案への対応 等

支援会議の構成員

- 支援会議の構成員は次に掲げる者などが想定される。
 - 自治体職員（福祉、就労、税務、住宅、教育等）
 - 重層的支援体制整備事業の支援機関の支援員
 - その他の支援関係機関の相談支援員
 - サービス提供事業者
 - 就労、教育、住宅その他の関係機関の職員
 - 社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民など
- ※ 公的サービスの提供機関、介護や医療サービス提供事業者、ガス・電気等の供給事業者、新聞配達所、郵便局など、住民の変化に気づくことができると考えられる機関も構成員とすることも重要
- 情報共有を行う対象者ごとにその関係者の範囲が異なることから、案件や開催時期等によって支援会議の構成員を変えることも可能

まちに出よう！ ～船橋市～

令和5年度 2号	<h2>広報さーくる</h2> 	主な内容 ・ふなばしウォーク ・地域連絡調整会議 ・相談の現場から ・職場プロジェクト ・就労準備 ほか
-------------	---	--

地域づくりへフィールドワークを開催

厚生労働省の方をお招きして市内を歩いて学びを深めました

令和5年11月16日、厚生労働省地域福祉課地域共生社会推進室の犬丸智剛支援推進官と鈴木菜々子係長を迎え、「第1回ふなばしウォーク！」と題したフィールドワークを行いました。

ご近所付き合いや、親戚同士のつながりが薄くなった昨今、“地域づくり”が声高に叫ばれています。さーくるでも地域づくりは議論が上がります。しかし、地域づくりの前に、「私たちはこの船橋を知っているのか？」「地域ごとの風土、人、社会資源を知っているのか？」そんな自問がありました。

ちょうどその折、厚生労働省の犬丸氏との参加支援・地域づくりについての勉強会がありました。なんと犬丸氏はフィールドワークの達人。街を歩く時のコツ、人と人をつなげるコツ、いろんなヒントをもらい、「私たちが船橋を歩いてみたい」という機運が高まったのです。

当日の参加者は、船橋市の福祉政策課、地域福祉課から数名ずつ、船橋市社会福祉協議会から1名、さーくるの職員。スーパーバイザーとして厚生労働省の犬丸氏、鈴木氏にもご参加いただきました。



船橋駅周辺の白地図。これが3つに分かれます！



グループ発表の様子。各グループ面白いものをたくさん見つけました。

船橋駅前周辺、船橋大神宮周辺、港方面、の3つのエリアにグループを分けて40分ほど歩いたのち、市役所に戻り、グループワークを行いました。グループワークでは、白地図に自分たちが見つけたものを書き込み、気づいたことや学んだことを発表しました。あえて街歩きルールは設けなかったこともあり、お店の人に積極的に話しかけてコミュニケーションを回ったグループ、船橋の歴史と文化を感じ取ったグループ、新しい社会資源の情報をたくさん見つけてきたグループなど、様々な発見や学びがあったようです。

共通していたのが「当然のように知っていたはずの船橋駅周辺ですら、知らないことが多かった」というものでした。参加支援や地域づくりについて議論を交わすことも重要ですが、「まずは歩いて、自分の目で船橋を見る」ことの大切さを実感しました。

フィールドワークをしたら即、地域づくりにつながるわけではありませんが、地域のことを知らなければ、地域づくりのスタートラインにも立てない、それを肌で学べた気がします。

後日談ですが、ある相談員が市内の会議に出席しましたが、ふなばしウォークの余韻が残る中、アンテナが冴えわたりあちをキョロキョロ、会議に遅刻しそうになったとか、ならなかったとか。

日々時間に追われながら業務にあたっていている中、フィールドワークだけに時間を割くのは正直難しいですが、今回のふなばしウォークがきっかけとなり、街を見る目、風土や文化を感じ取るアンテナが一人ひとりの相談員に芽生えるといいなと感じた体験でした。



商店街でも地域に根差した様々な取り組みが！

- 市、市社協、多機関協働事業等受託事業者が合同で**フィールドワークを実施**
- その名も「ふなばしウォーク！」
- **地域を知る！**を目的に、3班に分かれ、普段気になっていたお店や住民などに話をしにいきました。
- 雑談の中で、魚屋が住民の集う場であり、課題解決をする場であったことの発見。
- また、まちの歴史を教えていただく中でキーマンを見つけたり、元民宿を見つけ、活用できる資源を発見したりと**地域を歩くと様々な発見**がありました。
- また歩きながら**班員が話す**ことで、よりお互いの持つ視点を共有でき、関わりしろを見る目を育てることにつながっていきました。
- 市役所に帰ってきたら、それぞれの班が**成果を発表！**そしてワークショップ！
- 関わりしろを見る目を育てるばかりではなく、**チームとしての一体性を育むこと**につながっていきました。

まずは自分たちがエンパワメント ～愛知県～



- 愛知県内の自治体が集まり自由に話す場を自分たちでつくっています。
- **しかも課長たちを中心に！！**
- 現場の相談員たちから聞く声
「上が理解してくれないんですよ」
- でも、課長たちも「もがいて」います。
- そんな現場を動かす課長も現場の相談員も**対等な立場で腹を割って話す場**は、講演や文献では得ることのできない気づきがあります。
- それぞれのまちの学び合いは、相乗効果を生み、県内全体で地域共生社会に向けた取組が進められています。
- このようなネットワークがあると、現場も動きやすくなりますね。

目的

- ・ 重層的支援体制整備事業実施市町が自分の地域のみでなく、他地域の実情も把握することで、わが地域における重層事業の推進に向けるもの。
- ・ 関係市町における連携を深め、お互いに高めあいながら推進するためのエンジンとなる

【出所】愛知県内自治体意見交換会資料より

ここで よくある重層的支援体制整備事業の誤解

① 「包括的な支援体制」 = 「包括的相談支援事業」ではない

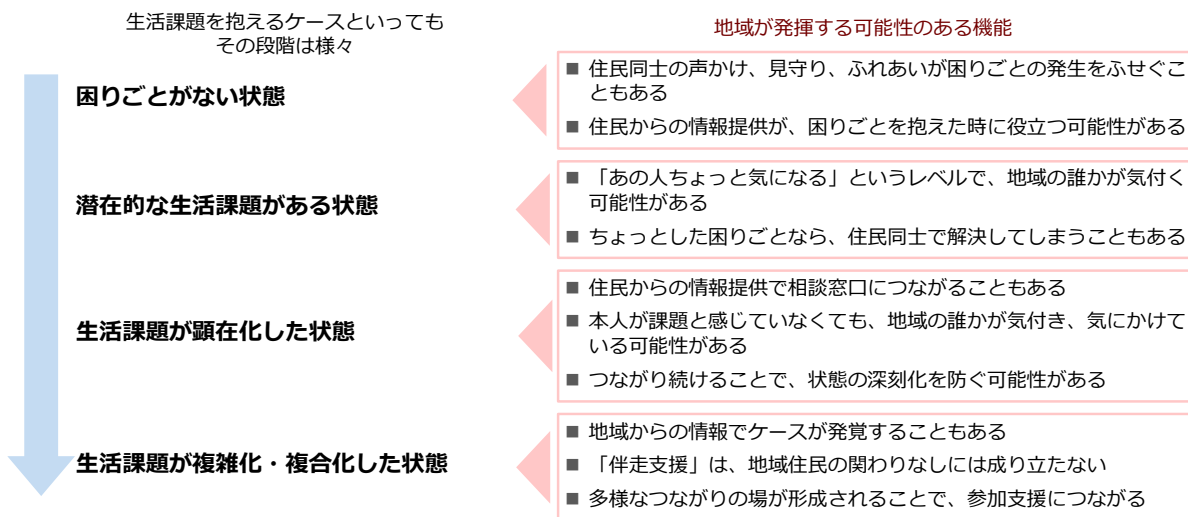
- ✓ 「包括的な支援体制」はより上位にある大きな概念であり、「包括的相談支援事業」はそれに向けた取組・手段の一つである。

② 「これまで全くなかった機能を新規に整備するもの」ではない

- ✓ 支援現場においては、ソーシャルワーカーがこれまでも、生活課題を抱える人が地域で暮らしていけるよう、直接的また間接的に様々な支援や取組を行ってきました。包括的な支援体制や重層事業は、ソーシャルワーク機能をより発揮しやすくするための体制整備の取組です。

③ 「複雑化・複合化した“後”のケース対応を主眼に置いている」のではない

- ✓ 確かに取組の初期の段階では、制度の狭間や複雑・複合ケースに対応するのが主となり、また支援関係機関からも難しいケースに共に取り組んでほしいという期待が大きいかもしれません。しかし、本来考えるべきは、複雑化・複合化する前段階での、早期発見、早期対応、あるいは予防です。



④ 「“受け皿”を確保するために、地域づくりを進める」のではない

- ✓ 人は元々「地域」に身をおいて生活しており、地域で暮らしていくためにインフォーマル資源を“活用”するのは「支援者」ではなく「本人」である。

「地域づくり」から考えると

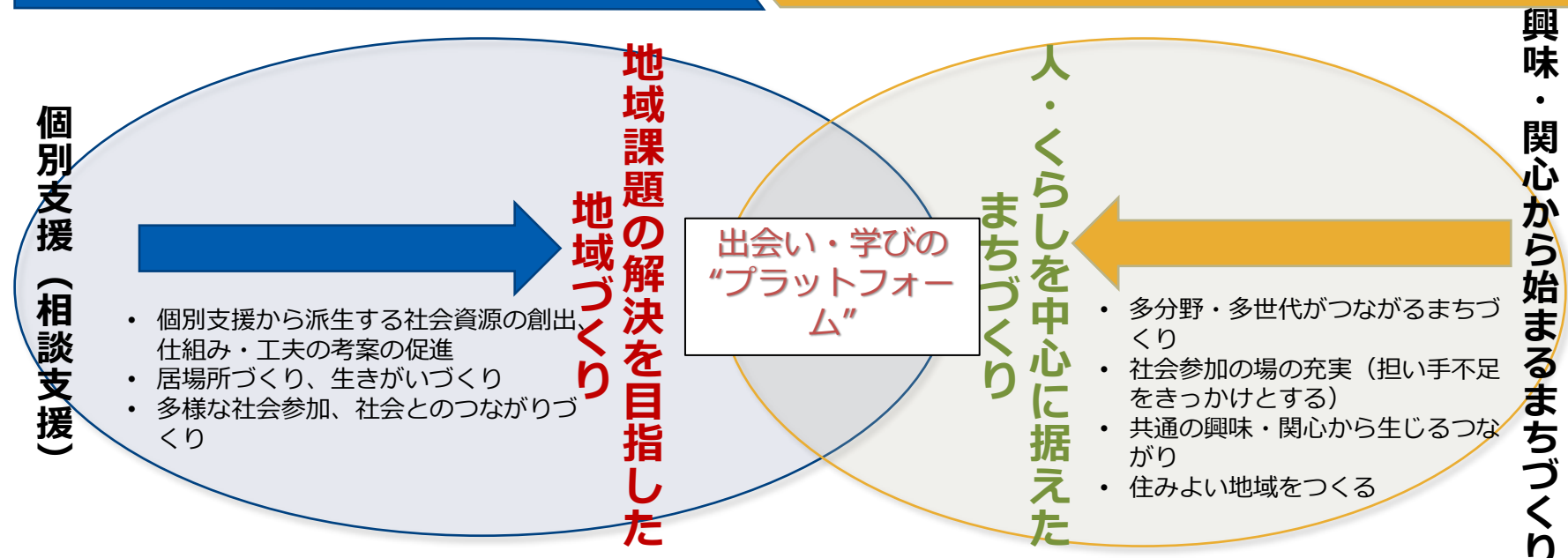
- 多くの市民に参画してもらうためには、これまでのコミュニティづくりの手法では限界。参加の敷居を下げる**「きっかけ」**に着目することが大切。
- それは例えば…
 - ① 興味・関心をきっかけに参加できる**“楽しさ”**
 - ② 生活の中の**“ふつう”**のことをきっかけに参加できる**“日常性”**
- はじまりは**「わたし」「わたしたち」**
 - 一人ひとりができることを持ち寄り、**「わたし」**を活かしてつながりを生む
 - 政策は、**「こうやりたい」**を実現できる環境を整え、現場とともに育てていく
- 一つの大きな円で支えるよりも、**無数の「小さな円」**がたくさん生まれ重なっていく**ダイナミズム**

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“暮らし”が関心の中心となったときに、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



住民主体とはなにか考える

地域住民を福祉サービス等の事業の担い手として期待した依頼をしていませんか？



「地域づくり」は、住民一人一人が、“安心して暮らすことができる社会”、“役割と生きがいを感じられる社会”を目指すもの

地域住民の「やりたい」という思いによりそい、その思いが実現できるように幅広く支援することを考える。

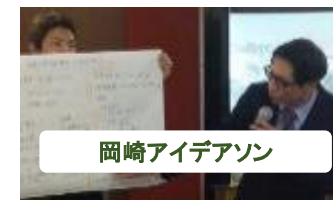
- ・いまある仕組み、既に活動されている人を見つめる。
つなげる。
- ・「楽しい」と思える仕掛け、呼び掛けを考える。
- ・みんなで考える場を設ける、待つ

【地域の中で様々な活動が生まれるための環境整備】

- ・「自分たちのまちを、自分たちでたのしく」をコンセプトに、地域課題をみんなでアイデアを出し合い解決する場（「出会う場」、「考える場」、「魅せる場」）を設ける（三股町）
- ・支援関係機関や団体・企業が集い、関係を深める場を設定。すでに実施していることを知ったり、新たな取組の提案など、多様な主体が連携して取組の企画が始まる場となる。（芦屋市）
- ・民間と学生がアイデア出しをする「岡崎アイデアソン」のほか、様々な主体を掛け合わせるにより農福連携の取組、高校生まちづくりプロジェクト、終活プロジェクト等を企画（岡崎市）



民間&学生のアイデア出し



「これから」を考える

● これからの**地域社会づくり**のあり方

- **今いる人、今ある資源**を活かして、
「社会的価値」を生み出し、
「暮らしやすい町」「住み続けたい町」をつくっていく
- 「**どういう地域を残したいか**」という**地域の将来を、**
立場を超えてつながり、ともに考え、
地域の良さ（風景・文化・産業など）を残していく
（新しい住民自治）

それぞれの市町村においてどのようにデザインするか



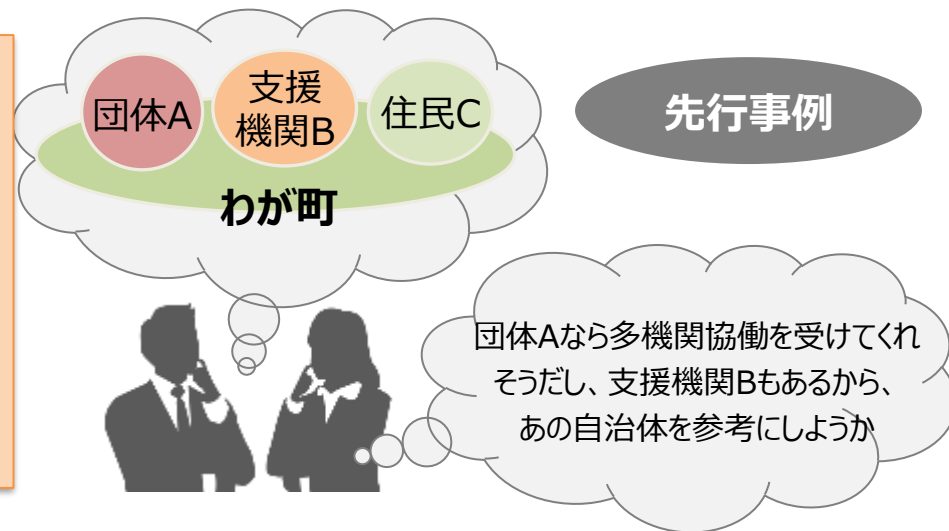
地域の実情が異なり、単にコピーすることは非現実的

先行事例の
デザイン

コピー



「取り組みやすい」という視点だけでは不十分



地域における課題を捉え、
地域の実情を踏まえた
現実的なデザインを検討

1. 地域課題の把握

地域デザインを開始する段階で、以下のアセスメントをしっかり行う。

- ✓ 地域の対象者の状況（「生きづらさ」の現状）
- ✓ 支援団体や支援機関が抱える課題（「支援のしづらさ」の現状）

特に課題が重層化している対象者を支援するにあたっての制度や仕組みの課題をとらえる

2. 資源の実情を踏まえ、デザインを検討

- 課題の焦点が定まったら、その地域の資源の実情を踏まえて現実的な具体策として重層的支援体制整備事業のデザインを検討。
- その上で、本事業の様々なツール、財源を自由に組み合わせ全体をデザインする。

3

1. 地域共生社会の理念
2. 環境整備としての包括的な支援体制
3. 重なる資源は目の前に
4. まとめ

重層事業×地域交流・地域活動 ～長崎県長崎市（移行準備事業実施自治体）～



井戸端パーティーとは…

長崎市に関わる人が気軽な交流を楽しみ、地域活動を知るきっかけとするため、2020年10月からまちづくり部門で開設

①交流の場が集約されたプラットフォーム

- ・長崎市が運営する専用サイト
- ・個人、団体が主催する交流の場を専用サイトに自ら投稿
- ・投稿があった交流の場を市が同サイトやSNSで発信

②主要ターゲット：地域活動を知る機会が少ない世代

- ・20～50代の地域活動における若手世代
- ・長崎市に住む方、通勤通学で訪れる方

③気軽に交流を楽しみ、既存の地域活動を知る

- ・専用サイトを見て、自分がやりたい、興味のある交流を楽しむ
- ・様々な交流の場の1つとして、既存の地域活動を知る

【現状】

●サイト上で、多種多様な「交流の場」の中に福祉部門に関係する交流が点在している。それを見たさまざまな境遇の方が居場所を見つけるきっかけとするなど、重層事業での活用を検討している



どんな効果が期待できるか？

①まずは身近な人と興味のあることから気軽に交流の場を持つ

②交流の場で顔見知りが増え、地域活動への関心が高まる

③たくさんの方が多様な交流の場を持ち、地域活動に積極的に関わる

「井戸端パーティー」の楽しみ方

参加するなら…

参加するだけでもOK!

専用WEBサイトを見て、
どんなパーティーがあるのかチェック！
気軽に参加してみよう！



井戸端パーティー

個人でも
投稿できるよ

投稿するなら…

- ①企画を楽しむ ▶ ②投稿してみる ▶ ③準備を楽しむ ▶ ④当日を楽しむ

好きな事でも地域活動でもOK!
(オンライン開催も)



企画が決まったら、いつ、どこで、
どんなことをするのか書き込もう!

井戸端パーティーのロゴなどで
チラシやポスターが作れるよ。
準備も楽しんでね。

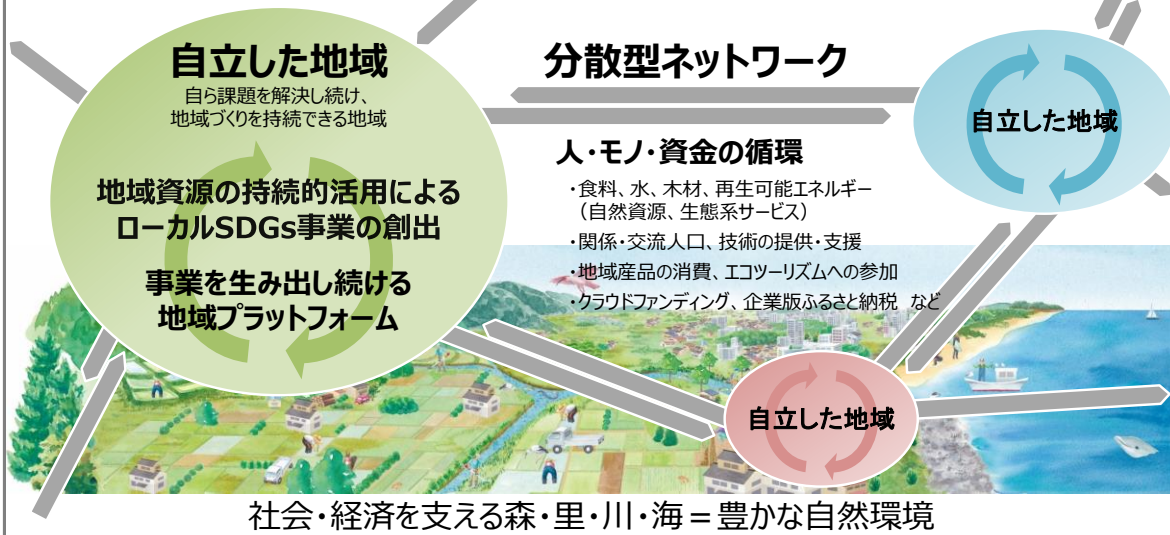


当日は参加者も企画者も交流を
Let's enjoy!
ぜひ「#井戸端パーティー」で発信を!



地域循環共生圏 = 自立・分散型の持続可能な社会

地域の主体性:オーナーシップ 地域内外との協働:パートナーシップ 環境・社会・経済課題の同時解決



- ・ 地域資源を活用して**環境・経済・社会を良くしていく事業**（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで**地域課題を解決し続け、自立した地域をつくる**とともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。
- ・ **地域の主体性**を基本として、**パートナーシップ**のもとで、地域が抱える環境・社会・経済課題を**統合的に解決**していくことから、ローカルSDGsとも言う。

重層的支援体制整備事業との親和性

パートナーシップの視点

- ・ 制度・分野を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画することを目指している点

地域プラットフォームの視点

- ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする点
- ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る点

事業を通じて統合的に解決する視点

- ・ 地域資源の有効活用を通じて、様々な社会・経済活動において、働き手の創出や就労・社会参加の機会の創出を図る点



- 「環境と社会によい暮らし」に関わる活動や取組を大臣表彰することで、活動を応援するとともに、優れた取組を発信
- 「みんなの力で社会は変わる！！」との理念の下、草の根の国民参加型の事業として実施
- 国内の企業・学校・NPO・自治体・地域・個人を対象に公募
- 10年間で366取組みを表彰＝ローカルSDGs事業の見本市

第10回グッドライフアワード

障がい者が主役のSDGs！『スタジオプレアデス』は人や環境に優しい地域振興と文化財継承を実現！！

有限会社スターワールド 障がい者福祉事業所スタジオプレアデス



活動拠点：静岡県焼津市など

取組の要旨

スタジオプレアデスは、障がいのある方たちが、地域の農業やものづくりを継承し、地域の文化財を守り、観光の主役となって活躍しながら、事業所全体の環境配慮やSDGsにこだわった取組みを、地域の学生や自治体、企業とともに実現していくプロジェクトです。本年「古民家toiro cafe」をオープン。焼津市唯一の国登録有形文化財原田家住宅を保存活用し、障がいのある方たちが主役になって調理・運営を行い、地域の活力を集め、観光名所へと育てながら環境への取組みを前進しています。

実績の要旨

担い手の少ない地域の工芸のものづくりを障がい者が主役になって継承し、放置竹林や耕作放棄地を農業を使わない安全安心な農業で引き継ぐ中、地域の課題を解決するSDGsな取組みから5事業所に発展。肉や動物原料の素材を使わないメニューや、ラオスの貧困地域を支援するSDGsコーヒーの提供など、環境に優しい地産地消をテーマにした古民家toiro cafeをオープンし、障がい者の可能性を広げ、地域から愛される取組みを実現してきました。

第8回グッドライフアワード 環境大臣賞 学校部門
 「私たちも社会に貢献することができる！」
 障害を持っている子ども達が社会貢献を通し
 て世界中に笑顔届ける
 「econnect project」

econnect project



https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/goodlifeaward/report2020-econnect.html

第8回グッドライフアワード 環境大臣賞 NPO・任意団体部門
 農福連携で地産地消、廃棄ゼロ。

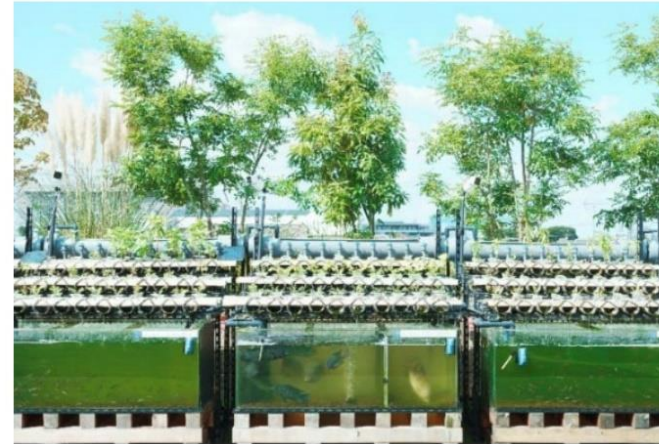
さんさん山城



https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/goodlifeaward//report2020-sansanyamashiro.html

まるで“小さな地球”お魚が野菜を育てる!?
 アクアポニックス農法を活用した「循環
 型農福連携ファーム」

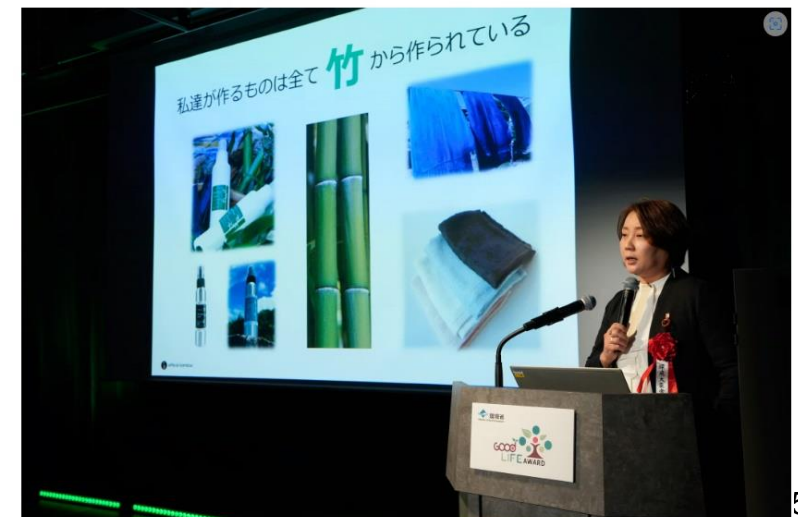
株式会社AGRIKO



https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/goodlifeaward/winner10/zikkou25-about.html

竹の可能性を追求！自治体、地場企業連携を通じた
 環境循環型竹産業の構築への挑戦！！

エシカルパンプー株式会社



https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/goodlifeaward/winner11/pdf/kankyodaizin06.pdf

地域運営組織の活動事例①

生桑振興会（広島県安芸高田市）

生桑地域は豪雪地帯に属し、第一次産業の衰退に伴う住民の流出や高齢化に伴い過疎化が進行しており、人口は昭和30年の約2,000人をピークに減少を続け、現在は400人となっている。旧生桑小学校が平成15年3月に閉校することになり、平成16年3月には6町が合併することとなった。小学校の跡地利用や合併後の地域のあり方を検討する中で「自治意識」が高揚し、平成14年9月に「生桑振興会」を設立した。

廃校となった旧生桑小学校の一部を改修し、高齢者を対象にした元気教室やゲートボール、地域内の4つの神楽団による伝統芸能「神楽」の上演などを行っている。また、J Aが直営し、その後J AのO Bの出資会社が運営していたガソリンスタンドと日用品店の閉鎖を受け、平成24年1月にガソリンスタンドと店舗の複合施設「ふれあい市」を開店するとともに、燃料（灯油・軽油）の配達も開始した。



津房地区まちづくり協議会（大分県宇佐市）

津房地区のある安心院地域では、住民の生活の不便さ等もあり、過疎化が進展しており、平成17年の1市2町の合併により旧役場のスタッフが減少することとなり、地域の課題解決に向けたニーズが切実なものとなったため、平成22年よりアンケートの実施やまちづく計画の検討を行い、津房まちづくり協議会の設立に至った。

子どもや高齢者対策に重点を置き、小学校行事と地区民との共催化、高齢者が集まる「ふれあいサロン」の開催、交通安全施設の点検・維持活動、交通安全啓蒙活動、有志による木工の「あんき工房」の運営を行っている。

地域運営組織の活動は、100%のボランティアでは長続きしないため、自主財源の確保のため、林道及び各所の維持管理の受託、リサイクル資源の回収、コミュニティ・ツーリズム事業、県の助成金を活用した高齢者サポート事業、山林内の間伐事業を行っている。

事務局には民間企業出身者を採用し、各種書類等の作成を行っている。



地域運営組織の活動事例②

粟鹿地域自治協議会（兵庫県朝来市）

粟鹿地域自治協議会は平成20年に設立され、拠点施設の整備、粟鹿地域住民の交流、都市との交流イベント等を実施してきた。県の補助事業を活用し、アドバイザーの指導のもと、中学生以上全員アンケートを実施することにより地域ニーズを把握し、地域住民参加型のワークショップを複数回重ね、令和5年3月に「粟鹿地域まちづくり計画」を改定した。

新たな計画では従来の枠組みにとらわれず、柔軟な体制がとれるように部会を一本化し、そこに地域の各種団体が協力して参加している。

粟鹿夏祭り、粟鹿山の登山、粟鹿花舞台等のイベントを行うほか、経済活動にも取り組んでいる。

地域の方々の交流の場とするため、ふれあい喫茶を週に3回（月・水・金）、10時～16時の間で営業しており、運営は地域のボランティアが担っている。

農産物を遠方の親戚に届ける方が多いため、平成26年から宅配の取り次ぎ業務を実施している。令和5年には「おためし地域おこし協力隊」事業を実施するなど、関係人口の創出にも取り組んでいる。



※地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織です。

地域運営組織の組織形態としては、協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つもの（一体型）や、協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの（分離型）など、地域の実情に応じて様々なものがあります。（総務省HPより）

4

1. 地域共生社会の理念
2. 環境整備としての包括的な支援体制
3. 重なる資源は目の前に
4. まとめ

どんな姿を目指したのか

- 「地域共生社会」というコンセプトの下で目指しているのは、全ての人自分らしく共に生きる包摂的な社会です。
- それを実現する包括的な支援体制のひとつのあり方として、「重層的支援体制」を明示したものです。
 - ① 市民の皆さん同士の「気遣い合う／支え合う」関係性が豊かで（「地域づくり支援」）
 - ② 市民の皆さんや地域の事業所の活動が、誰か（本人）のより良い幸せの実現に合わせて柔軟に機能を変化（「資源化」）することができ（「参加支援」）
 - ③ これらと、「断らない」相談支援が相互に関わり・働きかけ合いながら包括的な支援を提供する（「包括的な相談支援」「多機関協働」「アウトリーチ」）

■ ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

- ✓ ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々の**エンパワメントと解放を促進**する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。
- ✓ この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

「遠回りするほど、おおぜいが楽しめ、うまくいかないことがあるほど、いろいろな人に役割がうまれる」

令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R5.10時点）②

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
愛知県	名古屋市	滋賀県	彦根市	兵庫県	姫路市	岡山県	岡山市	福岡県	福岡市	大分県	大分市
	豊橋市		長浜市		尼崎市		総社市		大牟田市		中津市
	岡崎市		近江八幡市		明石市		美作市		久留米市		臼杵市
	一宮市		草津市		芦屋市		西粟倉村		八女市		津久見市
	半田市		守山市		伊丹市		広島市		大川市		竹田市
	春日井市		栗東市		川西市		呉市		小都市		杵築市
	豊川市		甲賀市		養父市		竹原市		古賀市		宇佐市
	豊田市		野洲市		加東市		三原市		うきは市		九重町
	犬山市		湖南省		奈良市		尾道市		糸島市		玖珠町
	稲沢市		高島市		桜井市		福山市		岡垣町		宮崎県
	新城市		東近江市	宇陀市	大竹市	大刀洗町	延岡市				
	東海市		米原市	三郷町	東広島市	佐賀県	佐賀市		小林市		
	大府市		竜王町	田原本町	廿日市市		長崎県	長崎市	日向市		
	知多市		京都市	高取町	海田町	熊本県		五島市	日向市		
	岩倉市	亀岡市	王寺町	坂町	山鹿市		三股町	都農町			
	豊明市	長岡京市	吉野町	山口県	宇部市		門川町	鹿児島県	鹿児島市		
	日進市	精華町	大淀町		山口市		合志市		鹿屋市		
	田原市	堺市	川上村		長門市		大津町		中種子町		
	みよし市	豊中市	和歌山県	周南市	徳島県		菊陽町		大和村		
	長久手市	高槻市		和歌山市	小松島市		嘉島町	和泊町			
阿久比町	貝塚市	橋本市	香川県	愛媛県	益城町		高知県	宇和島市			
東浦町	枚方市	鳥取市			高松市	愛南町		高知市			
美浜町	茨木市	米子市			さぬき市	安芸市		安芸市			
武豊町	八尾市	倉吉市			綾川町	四万十市		四万十市			
三重県	四日市市	富田林市	智頭町	鳥取県	八頭町	本山町		本山町			
	伊勢市	河内長野市	八頭町		湯梨浜町	湯梨浜町		いの町	いの町		
	松阪市	箕面市	琴浦町		湯梨浜町	湯梨浜町		中土佐町	中土佐町		
	桑名市	柏原市	北栄町		湯梨浜町	北栄町		黒潮町	黒潮町		
	鈴鹿市	高石市	江府町	島根県	松江市	出雲市		出雲市			
	名張市	東大阪市	江府町		出雲市	大田市		大田市			
	亀山市	交野市	江府町		大田市	江津市	美郷町				
	鳥羽市	大阪狭山市	江府町		江津市	美郷町	吉賀町				
	いなべ市	阪南市	鳥取県		美郷町	吉賀町					
	志摩市	熊取町									
	伊賀市	太子町									
	御浜町										

346自治体

令和6年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施予定自治体 (令和5年10月調査時点)

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	
北海道	苫小牧市	群馬県	桐生市	長野県	茅野市	大阪府	大阪市	香川県	丸亀市	熊本県	宇土市	
	恵庭市		沼田市		塩尻市		泉大津市		坂出市		宇城市	
	黒松内町		東吾妻町		佐久市		守口市		善通寺市		天草市	
	東川町		明和町		小海町		寝屋川市		今治市		西原村	
	斜里町		大泉町		辰野町		大東市		伊予市		甲佐町	
	白老町		飯能市		箕輪町		羽曳野市		四国中央市		山都町	
	本別町		鴻巣市		飯島町		摂津市		室戸市		相良村	
	厚岸町		久喜市		南箕輪村		河南町		南国市		あさぎり町	
青森県	大間町	埼玉県	中川村	千早赤阪村	須崎市	大分県	別府市					
	一関市		吉川市	西宮市	香南市		日田市					
岩手県	奥州市		白岡市	西脇市	東洋町		佐伯市					
	滝沢市		千葉市	高砂市	奈半利町		豊後高田市					
宮城県	石巻市	千葉県	郡上市	小野市	田野町		豊後大野市					
	東松島市		八千代市	三田市	北川村		由布市					
	富谷市	四街道市	丹波篠山市	馬路村	国東市							
	大河原町	東京都	丹波市	大豊町	日南市							
	南三陸町		文京区	朝来市	土佐町							
山形県	鶴岡市		足立区	宍粟市	仁淀川町	えびの市						
	酒田市		町田市	太子町	佐川町	高鍋町						
	長井市		福生市	上郡町	越知町	新富町						
	高島町	羽村市	大和郡山市	日高村	木城町							
	遊佐町	平塚市	生駒市	津野町	川南町							
福島県	会津若松市	神奈川県	安城市	香芝市	四万十町	福岡県	椎葉村					
	いわき市		座間市	明市町	北九州市		飯塚市	鹿児島県	いちき串木野市			
	喜多方市	新潟県	蒲郡市	下市町	飯塚市		筑後市		志布志市			
	伊達市		三条市	小牧市	日吉津村		筑後市		始良市			
	只見町	見附市	高浜市	島根県	益田市	宗像市	龍郷町					
	南会津町	富山県	愛西市	島根県	安来市	武雄市	知名町					
	三春町	福井県	東郷町	岡山県	倉敷市	上峰町	佐賀県	那覇市				
	鹿沼市		小浜市		笠岡市	佐世保市		平戸市	沖縄県	糸満市		
日光市	山梨県	蟹江町	備前市		西海市	うるま市						
小山市		南アルプス市	美咲町		徳島県	長崎県		北島町				
真岡市		甲斐市	福知山市				府中町			徳島県	北島町	
大田原市		中央市	舞鶴市	山口県			徳島県		北島町			
矢板市	滋賀県	綾部市	徳島県	北島町								北島町
上三川町		京丹後市	徳島県									
芳賀町		京都府			徳島県	北島町		北島町				

206自治体

※令和5年10月時点のものであり、変更の可能性があります。

参考

社会福祉推進事業において、包括的な支援や重層的支援体制整備事業について報告書を取りまとめています。

事業を進める際の参考にしてください。

地域共生社会 社会福祉推進事業 報告書・手引き



検索

